## 『改訂新版 石の綿 -終わらないアスベスト禍』お詫びと訂正

当出版会出版物について、下記の内容に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、 ここに訂正させていただきます。

■123ページ左下ト書き4行目

誤:「追加控訴」 正:「追加提訴」 ■203ページ 3 行目

誤:企業に対する国の管理責任を問う

正:企業に対する規制や対策を怠った国の責任を問う国家賠償請求など

■203ページ 下から10行目

誤:2. 企業に対する国の管理責任を問う国家賠償請求

正:2. 企業に対する規制や対策を怠った国の責任を問う国家賠償請求など

■203ページ 下から6行目

誤:8件すべてが国の管理責任を認め、

正:8件すべてが国の責任を認め、

■204ページ 1行目

誤:個人業主(「一人親方」)も労働者であるとし、責任の範囲を特定化学物質予防規則改正に関わる 1975 年 10 月までとした

正:個人事業主(「一人親方」) も労働者と同様に保護されるとし、責任の範囲を特定化学物質障害予防規則改正に関わる1975年10月1日から2004年9月30日までとした

■204ページ 3行目

誤:これらの国賠訴訟の結果を受け、神戸、尼崎、鹿児島、香川などでも提訴があった。

正:(次の段落の内容であるため削除)

■204ページ 10 行目

最後に追加:この通知を受け、全国で約300件(被害者単位・2018年3月時点)の提訴があった。

- ■205 ページ 4. 法の不在 (1行目~14行目まで) について (削除)
- ■205ページ 注2 1行目

誤:2014年10月の最高裁判決は、1975年以前の国の規制権限不行使を認めた。

正: 2014 年 10 月の最高裁判決は、1958 年以降、1971 年以前の国の規制権限不行使の違法を認めた。

■205ページ 注2 最後

誤: (ただし、1971年以降の労働者3名には法が適用されなかった。)

正:(法適用の問題ではないため、削除)

■205ページ 注3

誤: 判決は防塵マスクの使用を義務づけるべきだった時点を1981年としたが、76年や72年とする判決もある。

正:判決は防塵マスクの使用を義務づけるべきだった時点を 1981 年としたが、**2018 年の東京高裁判 決を含む複数の判決は 1975 年としている。** 

その他の補足、注記を加えさせていただきます。

- ■第三章の「泉南」は一般に「アスベスト被害の原点」と言われています。
- ■127ページ 左下最後の2314人はあくまで対象になる可能性のあるかたの人数です。
- ■203 ページ 下から 7 行目の「起こされている。」の後に、「建設アスベスト訴訟は国と建材企業に 対する損害賠償請求である。」を挿入します。
- ■204ページの名古屋の例は、2018 年 4 月 11 日名古屋高裁判決で支給が認められました。